

## 就労条件総合調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）

平成 22 年 7 月  
厚生労働省

### 1 措置に係る計画案

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定。以下「基本方針」という。）（別添 1）に基づき、就労条件総合調査における民間競争入札について、次のとおり計画案を策定した。

### 2 業務の概要

主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として、毎年実施している。

#### (1) 調査の期日

毎年 1 月 1 日現在。ただし、年間を対象とした項目については、基準日の前年 1 月から 12 月までの 1 年間又は基準日の前々年 4 月から前年 3 月までの 1 年間

#### (2) 調査の対象

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者 30 人以上の民間企業

#### (3) 調査事項

- ① 企業の属性に関する事項
- ② 労働時間制度に関する事項
- ③ 定年制等に関する事項
- ④ 賃金制度等に関する事項

#### (4) 調査客体数

調査客体数は、約 6,200 企業

### 3 入札の対象範囲

就労条件総合調査における調査関係用品の印刷・配付（送付を含む。）、調査票の回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、調査対象企業名簿修正に係る業務

### 4 入札等の実施予定時期

平成 23 年 6 月頃を目途に入札公告し、平成 23 年 9 月から落札者による事業を実施する予定

### 5 契約期間

平成 23 年 9 月から平成 26 年 3 月までの 2 年 7 カ月

### 6 計画案策定に当たっての考え方

#### (1) 民間競争入札の実施状況及び考え方

法に基づく基本方針において、本調査については、民間競争入札の対象とされ、平成 21 年 9 月から平成 23 年 3 月までの 1 年 7 カ月間の予定で民間競争入札による落札者に業務を委託しているところである。

平成 22 年 6 月には、平成 21 年度分について実施状況を取りまとめ（別添 2 参照）、受託事業者の業務委託期間終了（平成 22 年 3 月 31 日）時点で、全体の有効回答率及びすべての企業規模別の有効回答率とも、平成 20 年度の水準を上回るとともに、上回ることにする水準値を上回り、目標とする水準値を下回った。

以上のような結果を踏まえ、平成 23 年度以降も引き続き民間競争入札を実施することとする。

民間競争入札の実施に当たっては、できるだけ多くの民間事業者がこれまでの実施状況を踏まえた上で実施方法を工夫し企画書の提案ができるよう、実施状況の報告内容を民間競争入札の実施要項において開示するとともに、実施要項における評価項目を見直して民間事業者に求める内容を一層明確にする予定である。

#### (2) 契約期間

契約期間については、業務経験を生かした創意工夫を促し、調査の質の維持向上や経費削減を図るため、複数年契約とする。また、本調査では、母集団が新しくなるごとに抽出替えを実施し、その間は原則として同一の客体に対して調査を実施しているが、同一の調査客体の間は同一の受託事業者が調査を実施する方が望ましいと考える。平成 23 年度～25 年度の調査は同一の母集団の予定であるので、今回の契約期間は 3 年間で予定している。

(別添1)

「公共サービス改革基本方針」(抄)

(平成22年7月6日閣議決定)

(別表)

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(4)厚生労働省 所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する就労条件総合調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年9月から平成23年3月までの1年7か月間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年12月末までに策定する。</p>	厚生労働省